

## 農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の要旨とその処理結果

令和8年1月26日に公告した農業振興地域整備計画の変更案に対して提出された意見書の要旨及びその処理結果は、以下のとおりである。

なお、縦覧期間外に提出された意見、春日井市の住民でないもの（法人を含む。）から提出された意見及びその内容が農業振興地域整備計画の変更案の内容に係るものと認められない意見については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第2項の規定により効力を有しないため、省略した。

意見の要旨	左記の処理結果
<p>・高坂北部地区C-4、C-5及び春日井東部地区E-1の農用地区域からの除外を要望する。農用地区域は基盤整備済み地区のみに限定すべきではないか。</p>	<p>（高坂北部地区C-5は現存せず、番号を繰り上げているためC-3、C-4と読み替えます） 農業振興地域の整備に関する法律（以下、「農振法」という。）において、農用地区域に指定すべき土地は、土地改良事業等が実施された区域だけでなく、「集団的に存在する農地（概ね10ヘクタール以上）」や「農業上の利用を確保すべき土地」なども対象とされています。 したがって、基盤整備が未実施であっても、まとまった規模があり、良好な営農条件を備えている農地については、将来にわたり農業用地として保全するため、農用地区域に指定しております。</p> <p>農用地区域からの除外を行うには、農振法に基づき、「具体性のある転用計画が存在すること」「代替すべき土地がないこと」「農地の集団性を損なわないこと」などの厳しい要件をすべて満たす必要があります。</p> <p>ご要望いただいた地区につきましても、単に立地条件が良いという理由のみで直ちに除外することは困難ですが、具体的な土地利用計画があり、かつ法令の要件に適合する場合には、適正な手続きを経て除外を検討することとなります。</p>

以下は、農業振興地域整備計画の変更案の内容に係るものと認められない意見のため、参考意見として記載。

#### 【参考意見】

##### ・ 農業振興地域について

「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(以下「大都市法」という)の対象地域であり、名古屋市近隣の春日井市に現行の農業振興地域2,133haは必要ないと思う、何故なら春日井市には大都市法と「農業振興地域の整備に関する法律」の相反する目的の法律が当然に存在し、市街地開発事業としての区画整理事業も広範に実施されてきた。また、現実の問題として農地法が小規模農地所有者の財産価値を圧迫し、後継者問題から生じる耕作放棄地の増加に拍車をかけている。

##### ・ 土地改良事業済み地区の農用地区域未指定について

下原地区57ヘクタールと南下原地区97ヘクタールの土地改良事業済みの2地区、何故農用地区域の指定しないのか、この2地区の事業には春日井市が深くかかわり、2地区付近の現状を見れば基盤整備事業手法の誘導を春日井市が誤ったのは明らか(①農業振興地域から削除②市街化調整区域から市街化区域への指定変更③大都市法に基づく特定土地区画整理促進区域決定④組合施行特定土地区画整理事業が目的(市民病院の建設など)からしてベターだった)。

・